

阿南町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

阿南町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、阿南町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう阿南町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 阿南町の森林は 10,438ha で、うち民有林は 10,154ha となっている。
- 民有林人工林（4,673ha）で、所有者自らが管理する森林（公有林・団
体有林）が 3,318ha あり、そのうち令和元年度時点で 1,953ha が間伐等
の整備が必要な状態にある。
- 阿南町内では、飯伊森林組合及び和合森林組合により 7 団地（区域面積
2,661ha、うち人工林 1,688ha）の森林経営計画（所有者が森林組合へ
管理を長期施業委託した森林の持続的な施業計画）が策定されており、
町内の林業経営は主に森林経営計画策定森林において実施されている。
- 阿南町は旧村単位で富草、大下条、和合、新野の 4 地区に分かれ、さらに
50 余の小集落に分散している。また、その地区は国道の主要幹線で連
絡されている。
- 平成 30 年の台風災害では、この主要幹線や幹線に沿って設置される送電
線、電話線などが被災し、住民の生活を脅かした。また、町ハザードマッ
プによればこれら集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在し
ている。
- 阿南町では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図
る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 阿南町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）に
よる施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災
の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を
中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

- また、意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化について、地籍調査が未実施の和合地区について作業を進める。
- 以上を踏まえ、別添図面のとおり生産林・環境林及びその他森林に区分し、生産林については森林組合による集約的な森林施業を促すとともに、環境林については森林経営管理制度を通じて阿南町が主体的に整備を進める。なお、その他森林については、環境林の意向調査が完了し整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 生産林として除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
 - 横林団地 (164、165 林班)
 - 田上団地 (137、139、151、152 林班)
 - 和知野団地 (146、147、148、149、150 林班)
 - 心川団地 (34、35、36、37、38、39 林班)
 - 鈴ヶ沢団地 (46、47 林班)
 - 宮沢①団地 (98～108 林班)
 - 新野団地 (1～19、24～27、132 林班)
- ・森林経営計画樹立候補森林
 - 66～68、76～78 林班
- ・公有林 (町有林)
- ・団体有林
 - 国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
 - 一般社団法人 長野県林業公社
 - 大久保山生産森林組合
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・阿南町ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む林班を抽出する。
- ・上記で抽出されない森林で居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合にはその区域を随時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源・・・2,614ha
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は平年4林班程度を進めることとし、その計画は別紙1のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、阿南町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づき森林境界を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。
また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林管理経営権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・森林環境譲与税は阿南町森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。
- ・阿南町森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、南信州地域の市町村と連携し情報の共有その他連携して進める事項の検討を進める。